

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>1 設計単価の取扱いについて</u> <u>設計単価は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）により「設計書に計上する材料の単位当たりの価格とされており、原則として、各都道府県及び各森林管理局設定単価を用いるものとし、これにより難しい場合については、次の方法により決定したものを用いるものとする。」</u></p> <p><u>(1) 物価資料による場合</u> <u>一般的に用いられている建設資材に関する物価資料（以下、「物価資料」という。）を用いて決定することとし、物価資料に掲載されている実勢単価を平均して算定する。</u> <u>なお、単価の有効桁については、算定に使用した実勢単価の有効桁のうち大きい桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が 3 桁未満の場合は、決定額の有効桁は 3 桁とする。また、単一の物価資料にしか掲載のないものについては、その単価とする。</u> <u><例 1>有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</u> <u>A 資料：34,000 円（有効桁 2 桁） B 資料：33,500 円（有効桁 3 桁）</u> <u>平均額：33,750 円 決定額：33,700 円（4 桁以下切捨て、有効桁 3 桁）</u> <u><例 2>有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合</u> <u>A 資料：570 円（有効桁 2 桁） B 資料：560 円（有効桁 2 桁）</u> <u>平均額：565 円 決定額：565 円（最小有効桁 3 桁）</u></p> <p><u>(2) 見積りによる場合</u> <u>(1)の方法により難しい場合は、次の方法により設計単価を決定する。</u> <u>ア 見積りの徴収</u> <u>見積りは、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積りの有効期限等の条件を必ず提示して徴収し、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</u> <u>なお、見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。</u> <u>イ 単価の決定方法</u> <u>積算に用いる単価は、異常値を除いた価格の平均とする。</u> <u>ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</u></p> <p><u>2 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</u> <u>随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。</p>

(1) 調整対象となる工事

ア 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。

イ [略]

(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

表 1-1 工種種別

表 [略]

イ 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(ア) [略]

(イ) [略]

ウ 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。

(4) 調整方法

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の共通仮設費率を適用する。

(ウ) [略]

イ [略]

ウ [略]

3 森林整備保全事業におけるイメージアップ経費の積算について

(1) 対象となるイメージアップ内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等のイメージアップ及び地域とのコミュニケーションに関するものを対象とする。

(2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

(1) 調整対象となる工事

ア 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が供用できる場合は、その部分のみについて調整する。

イ [略]

(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

表 [略]

イ 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(ア) 仮設物の調整については、前記(1)アのただし書きを準用する。

(イ) [略]

(ウ) [略]

ウ 積算体系が異なる異種の工事は調整しない（仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。）。

(4) 調整方法

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の率を適用する。

(ウ) [略]

イ [略]

ウ [略]

2 森林整備保全事業におけるイメージアップ経費の積算について

(1) 対象となるイメージアップ内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等のイメージアップを対象とする。

(2) 適用の範囲

工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、イメージアップを必要とする場合に適用する。

ただし、維持工事でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(3) 積算方法

ア [略]

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費にイメージアップ経費として計上するものとする。

[略]

表 3-1 イメージアップ費率

対象額：P i		イメージアップ費率：i (%)	
		地方部	市街地
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費(共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額	5億円 以下の 場合 5億円 を超える 場合	$i = 11.0 \times P_i^{-0.1380}$	$i = 11.0 \times P_i^{-0.1380}$ <u>+1.5</u> <u>2.19</u>
		0.69	<u>2.19</u>

(イ) 率に計上されるものは、表 3-2の内容のうち原則として、各計上費目ごと(仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域とのコミュニケーション)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分(α)に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

イ 設計変更について

[略]

表 3-2 実施する内容

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・<u>緑化、花壇</u> ・<u>ライトアップ施設</u> ・見学路及び椅子の設置 ・<u>昇降設備の充実</u> ・<u>環境負荷の低減</u>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)</u> ・<u>盗難防止対策(警報機等)</u> ・<u>避暑・防寒対策</u>

(3) 積算方法

ア [略]

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費にイメージアップ経費として計上するものとする。

[略]

対象額：P i		イメージアップ費率：i (%)
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費(共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額	5億円 以下の 場合 5億円 を超える 場合	$i = 11.0 \times P_i^{-0.1380}$ 0.69

(イ) 率に計上されるものは、表-1の内容のうち原則として仮設関係2項目、安全関係1項目、営繕関係2項目合計5項目を実施する費用であり、選択にあたっては適切な組み合わせとすること。

(ウ) 積上げ計上分(α)に計上されるものは、表-1以外で特別なイメージアップを行うための費用である(表-2参照)。

イ 設計変更について

[略]

表-1

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>施工のために必要な仮設備のイメージアップ</u> ○<u>用水・電力等の供給設備、仮囲い、仮歩道マット、模様フェンス</u> ○<u>イメージアップのために設置する施設</u> ○<u>完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、見学路及び椅子の設置、ライトアップ・緑化の実施、デザイン工事看板(各種事業のPR看板も含む)、パンフレット、地域行事経費</u>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>施工のために必要な仮設備のイメージアップ</u> ○<u>バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ、電光式標識</u>

営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現場事務所の快適化</u> ・<u>労働者宿舎の快適化</u> ・<u>デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</u> ・<u>現場休憩所の快適化</u> ・<u>健康関連施設及び厚生施設の充実等</u>
<u>地域とのコミュニケーション</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>完成予想図</u> ・<u>工法説明図</u> ・<u>工事工程表</u> ・<u>デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> ・<u>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> ・<u>見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> ・<u>パンフレット・工法説明ビデオ</u> ・<u>地域対策費等（地域行事等の経費を含む）</u> ・<u>社会貢献</u>

[削る]

4 山間僻地について

設計積算要領「第6 請負工事費の積算基準」の「表6-6 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正」及び「表6-23 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

(1)・(2) [略]

5 歩掛の補正

標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項という。」）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。

(1) 通勤補正について

標準歩掛の留意事項の6に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

ア～ウ [略]

営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>施工のために必要な仮設備のイメージアップ</u> <u>現場事務所（食堂・休憩所も含む）、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、トイレの水洗化、デザインボックス</u> ○<u>イメージアップのために設置する施設</u> <u>シャワーの設備、現場休憩所、ウオータークーラー、意見箱の設置、見学室、観葉植物、健康関連施設、備品等</u>
------	--

表-2

計上費目	特別に実施する内容の例（積上げ計上分）
仮設関係	○見学用ステージ、見学路用の階段・カラー舗装、敷石及び見学者専用駐車場等の設置
営繕関係	○インフォメーション施設等の設置及び管理運営（この施設の中に含まれるテレビ、完成予想図を含む）

3 山間僻地について

設計積算要領第5の1の(2)のアの(i)のb及びイの(i)のbの(b)に定める山間僻地は、要領に定めるもののほか次のいずれかに該当する地区とする。

(1)・(2) [略]

[新設]

4 通勤補正について

標準歩掛の留意事項の4に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(2) 冬期補正について

ア 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、10月1日以降に発注する工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。

(ア) 工場製作工事

(イ) トンネル工事

(ウ) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事

(エ) 建築工事

(オ) ゼロ国債、翌債等で、契約後直ちに施工する必要がある工事

(カ) 調査・測量・設計業務

(キ) (ア)～(エ)の比率が大きい複合工事

(ク) 10月31日までに完成する工事

(ケ) その他、冬期条件による損失が認められない工事

イ 補正の方法

補正は、屋外工事となる工事内容に積算される労務費のみを対象とし、便宜的に労務単価に対して行い、次式により冬期補正労務単価を算出して積算するものとする。
冬期補正割増し労務単価＝公共工事設計労務単価×（1＋冬期補正率）

(注) 月別冬期補正率は、上限を0.10とし、発注者が実状に応じて定める。

ウ 補正上の留意事項

(ア) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率により行うものとする。

(イ) 補正後の労務単価は、円未満を四捨五入し、円止めとする。

(ウ) 運転手（特殊・一般）及び助手は補正対象としないものとする。

(3) 時間的制約を受ける工事の補正について

継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

ア 時間的制約条件

次の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

・ 交通量の多い時間帯

・ 通勤・通学の時間帯

・ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯

・ 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

・ その他継続的に時間的制約を受ける時間帯

イ 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上7.5時間/日以下とする。

[新設]

[新設]

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

ウ 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

(ア) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間(なお、標準拘束時間は9時間とする)

作業時間＝拘束時間－1時間(休憩時間帯)(なお、標準作業時間は8時間とする)

(イ) 補正割増し係数

<u>時間的制約状況の程度</u>	<u>補正割増し係数</u>
<u>時間的制約を受ける場合</u>	<u>1.06</u>
<u>時間的制約を著しく受ける場合</u>	<u>1.14</u>

(注) 時間的制約を受ける場合とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

時間的制約を著しく受ける場合とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。

(ウ) 労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

a 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の労務単価

割増し労務単価＝公共工事労務単価×補正割増し係数

b 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価

割増し労務単価＝[公共工事労務単価＋割増し賃金]×補正割増し係数

c 労務単価に他の特殊割増し(積雪寒冷地域での冬期補正割増し等)を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

d 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

エ 機械損料の補正

時間的に制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)により行うものとする。

オ 工期の設定

時間的に制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

(4) 夜間工事の補正について

次に掲げる場合は、労務単価の補正割増しを行うものとする。

[新設]

ア 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えて作業を計画する場合は、以下の補正割増しを行うものとする。

(ア) 深夜時間(22時～5時)については、深夜時間外割増し(基準額×割増し対象賃金比×1.50)とする。

(イ) 上記(ア)以外の通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えた時間帯は、時間外割増し(基準額×割増し対象賃金比×1.25)とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

イ 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8時間+休憩時間1時間)内は、基準額とする。そのうち、深夜時間(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増し対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

ただし、2交替制の場合であって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増し対象賃金比×1.25)及び深夜時間外割増(基準額×割増し対象賃金比×1.50)を加算する。

ウ 現場条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)をはずして作業を計画する場合は、次によるものとする。

(ア) 所定の労働時間内で、17時から20時及び6時から8時にかかる時間帯は基準額とする。

(イ) 所定労働時間内で、20時から6時にかかる時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、アによる。

6 山林砂防工の適用条件について

(1) 山林砂防工の作業内容

山林砂防工は、山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠隔地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うものとする。

- ・ 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等
- ・ 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等
- ・ 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等
- ・ その他の作業において必要とされる関連業務

(2) 標準歩掛の留意事項の7(2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

ア 林道工事と同種と見なされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

5 山林砂防工の適用条件について

(1) 標準歩掛の留意事項の5(2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の①から③の具体的な工事等は、次に掲げるものとする。

ア 林道工事と同種工事と見なされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ウ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(オ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

ただし、勾配がおおむね 30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

(ウ) 土工機械の解体・組立に関する作業

(エ) 道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

[削る。]

(3) 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙 2 標準勾配測定範囲を標準とする。

[削る。]

7 請負工事の特許使用料の積算

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ウ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(オ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②に準じる工事等

(ア) 作業場所が平坦であることによるもの

次のいずれかに該当する作業

a コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

b ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

c 土工機械の解体・組立に関する作業

(イ) 砂防工事等と同種と見なされる工事

次のいずれにも該当しない工事

a 勾配が概ね 30%以上の箇所の工事、ただし、道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接して行う工事を除く

b 運搬距離が概ね 100m以上のケーブルクレーンを架設する箇所で行う工事

c コンクリート現場練りを要する箇所で行う工事

d 山泊を要する箇所で行う工事

e a～dに準ずる箇所で行う工事

(2) 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙 2 標準勾配測定範囲を標準とする。

6 押土作業等の適用土質、損料補正について

標準歩掛のうち、以下に規定する補正の運用は、別紙 3 押土作業等の適用土質、損料補正による。

第2編治山 第1山地治山土工 1-2-3一般の岩石工 (1)機械損料の補正

第3編林道 第1道路土工 1-2機械掘削及び積込 (2)の3)機械損料の補正

[新設]

請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は、別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

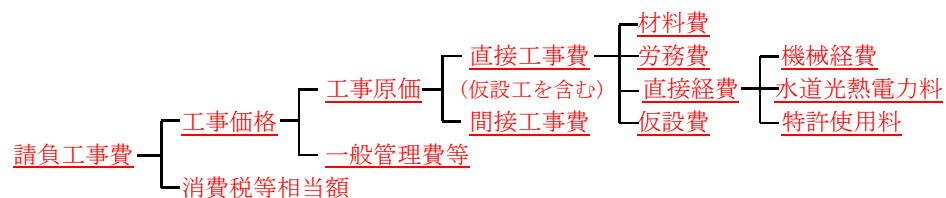
特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法、試験法、製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料等は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があることに留意するものとする。



(注) 1. 共有特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

2. 仮設費は、共通仮設費に含まれるものを除く。

8 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担についての算定は、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は、別途考慮するものとする。

(1) 増加費用等の適用及び範囲

ア 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に行うものとする。

なお、経常的な維持工事である場合及び一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。

イ 増加費用等の範囲

[新設]

一時中止に伴う増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。

(ア) 現場維持等に要する費用 — 工事現場の維持に要する費用
工事体制の縮小に要する費用
工事の再開・準備に要する費用

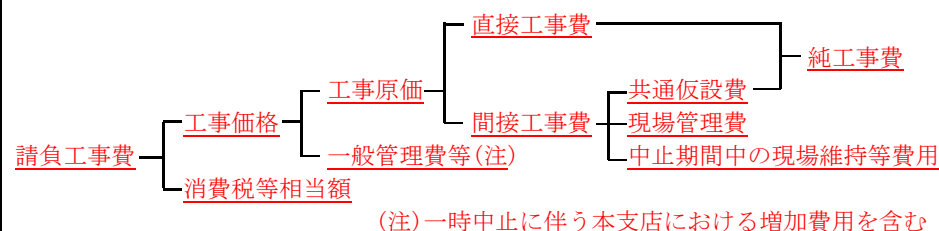
(イ) 本支店における増加費用

(2) 増加費用等の算定

ア 増加費用等の構成

増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

なお、一時中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。



イ 中止期間中の現場維持等に要する費用

(ア) 積算内容

中止期間中の現場維持等に要する費用は、積上げ計上する費用（以下、「積上げ項目」という。）及び率で計上する費用（以下、「率項目」という。）により積算するものとする。

a 積上げ項目

積上げ項目は、直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、次の内容とする。

(a) 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

(b) 直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

b 率項目

一時中止に伴い増加する費用のうち、現場経費で算定する内容は次のとおりとする。

(a) 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入

に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。

(b) 安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

(c) 役務費の増加費用

仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

(d) 営繕費の増加費用

現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

(e) 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

(イ) 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、次式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：中止期間中の現場維持等の費用（円、1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（%、小数点以下第4位四捨五入3位止め）

（前記(ア) bに示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（円、1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（円、1,000円未満切り捨て）

（前記(ア) aに示す積上げ項目）

一時中止に伴い増加する現場経費率は、次式により算定する。

$$dg = A \left\{ \left[\frac{J}{a \times J^b + N} \right]^B - \left[\frac{J}{a \times J^b} \right]^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（%、小数点以下第4位四捨五入3位止め）

（前記(ア) bに示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（円、1,000円未満切り捨て）

N：一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：
B：
a：
b： } 各工種毎の係数

表 8-1 各工種毎の係数

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響あり)山間僻地・離島	市街地(DID地区・準ずる地区)			
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
治山・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933

(注) 上式は、平成 28 年 4 月 1 日以降に一時中止の解除を行った工事から適用する。

別紙 1 [略]

別紙 2 [略]

[削る。]

[新設]

別紙 1 [略]

別紙 2 [略]

別紙 3 [略]